沖縄県	那覇市　3,200、宜野湾市　1,000、石垣市　490、浦添市　1,200、名護市　650、糸満市　620、沖縄市　1,500、豊見城市　660、うるま市　1,300、宮古島市　540、南城市　450、国頭郡国頭村　46、国頭郡大宜味村　32、国頭郡東村　16、国頭郡今帰仁村　91、国頭郡本部町　130、国頭郡恩納村　110、国頭郡宜野座村　60、国頭郡金武町　110、国頭郡伊江村　42、中頭郡読谷村　420、中頭郡嘉手納町　140、中頭郡北谷町　290、中頭郡北中城村　180、中頭郡中城村　230、中頭郡西原町　360、島尻郡与那原町　200、島尻郡南風原町　410、島尻郡渡嘉敷村　7、島尻郡座間味村　9、島尻郡粟国村　7、島尻郡渡名喜村　4、島尻郡南大東村　13、島尻郡北大東村　6、島尻郡伊平屋村　11、島尻郡伊是名村　13、島尻郡久米島町　73、島尻郡八重瀬町　320、宮古郡多良間村　11、八重山郡竹富町　40、八重山郡与那国町　17

別表第二　申請書に記載すべき事項

一　申請者に関する事項

1　申請者が法人等である場合は、次に掲げる事項

㈠　申請者の役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに当該役員が他の法人等の役員又は職員である場合は当該法人等の名称

㈡　申請者の議決権の二十分の一以上を保有する者の名称又は氏名、その設立に当たって準拠した法令を制定した国若しくは地域（以下「設立準拠法国等」という。）又は国籍等及びその保有割合

㈢　別表第三の三2㈠から㈢までに掲げる者の名称

㈣　申請者の設立準拠法国等

㈤　外国の法人等にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

2　申請者が法人等以外の者である場合は、次に掲げる事項

㈠　法人等に所属する場合にあっては、所属する法人等の名称

㈡　申請者の国籍等

㈢　外国に住所を有する法人等以外の者にあっては、国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

3　別表第三の二から五までの要件を満たすことを示す旨

4　第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す旨

5　第九項第一号㈡に規定する契約を締結した者がいる場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに当該者が法人等である場合にあってはその代表者の氏名

二　次に掲げる事項に関する計画及びその根拠

1　特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びにそれらを着実に実施するための対策（注一）

2　特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員、電気通信主任技術者（電気通信事業を行う計画がある場合に限る。）並びに無線従事者の確保並びにそれを着実に実施するための対策（注二）

3　特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）（注一）

4　法令遵守のための対策（5及び6の対策を除く。）及び当該対策を実施するための体制の整備（注三）

5　電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注四）（注五）

6　電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注六）

7　全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠及び㈡に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠から㈤までに掲げる無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の㈥に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注七）（注八）

㈠　二五・二五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局

㈡　二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間業務を行う人工衛星局

㈢　二七・〇GHzを超え三一・〇GHz以下の周波数を使用して固定衛星業務又は移動衛星業務を行う人工衛星局

㈣　他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

㈤　二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局

㈥　地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される二五・五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の電波を受信する受信設備

注一　情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和七年度版）」（令和七年六月二十七日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）に留意すること。

二　電気通信主任技術者及び無線従事者について、特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の操作に必要な有資格者を確保していること又は確保する見込みが十分であること。

三　法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四　電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・総務省告示第四号）に留意すること。

五　個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

六　電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

七　既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知及び特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。注八において同じ。）の開設前に当該開設に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定高周波数無線局の開設における無線設備へのフィルタの追加若しくは特定高周波数無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行うことを含む。

八　㈣及び㈤に掲げる無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策については、特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の免許人の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な対策を含む。